

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	税収納・滞納管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は税収納事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和8年1月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税収納・滞納管理事務
②事務の概要	地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定による地方税及び森林環境税のうち、市税及び森林環境税の収納・徴収事務に関する以下の事務。 ①金融機関からの領収済通知書等による収納データの管理業務 ②収納データをもとにした過不足金の充当還付業務 ③滞納者に対する督促状の送付や滞納整理事務
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名(連携)システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
税収納・滞納管理システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高岡市総務部納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高岡市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高岡市市長政策部情報政策課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、公金受取口座の照会を行う際には本人からのマイナンバー取得や、4情報又は住所を含む3情報による確認を厳守している。また、人手が介在する照会や申請書の破棄等の局面ごとに、必ず複数人での確認を行うことにより、人為的ミスが発生するリスクに対し対策を講じている。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報－3. 個人番号の利用・法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の第16項	番号法第9条第1項及び別表の第24項	事後	番号法の改正による
令和6年12月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年5月27日時点	令和6年12月1日時点	事後	見直しによる
令和6年12月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月27日時点	令和6年12月1日時点	事後	見直しによる
令和6年12月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	新様式移行に伴い記載	事後	項目の追加による
令和6年12月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	新様式移行に伴い記載	事後	項目の追加による
令和7年10月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、市税の収納・徴収に関する以下の事務。 ①金融機関からの領収済通知書等による収納データの管理事務 ②収納データをもとにした過不足金の充当還付事務 ③滞納者に対する督促状の送付や滞納管理事務	地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定による地方税及び森林環境税のうち、市税及び森林環境税の収納・徴収事務に関する以下の事務。 ①金融機関からの領収済通知書等による収納データの管理業務 ②収納データをもとにした過不足金の充当還付業務 ③滞納者に対する督促状の送付や滞納整理事務	事後	見直しによる
令和7年10月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報照会の根拠】同命令第2条の表の第48項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者・内閣総理大臣)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項	【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	見直しによる
令和7年10月27日	I 関連情報－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ一連絡先	高岡市未来政策部情報政策課	高岡市市長政策部情報政策課	事後	R7.10.1付け組織改編による
令和7年10月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	見直しによる
令和7年10月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	見直しによる